

宝塚市立地域利用施設 指定管理者募集要項

宝塚市立地域利用施設（以下「地域利用施設」という。）を効率的に、かつ効果的に管理・運営するため、宝塚市立地域利用施設条例（平成17年条例第34号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者を、次のとおり募集します。

1 地域利用施設の設置目的

地域利用施設は、地域社会における市民相互の交流及び相互扶助並びに市民の主体的な学習活動等を促進し、連帯感のある新しいコミュニティづくりに資することを目的として設置した施設です。

2 施設の概要

- (1) 名称 別表のとおり
- (2) 所在地 別表のとおり
- (3) 全体の概要 別表のとおり

3 施設の基準

- (1) 施設内容 別表のとおり
- (2) 開館時間

原則として、午前9時から午後9時までとします。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、宝塚市長（以下「市長」という。）の承認を得て、開館時間を変更することができます。

- (3) 休館日

休館日は、毎月5日以内の日数を設けるものとし、指定管理者が市長の承認を得て定めます。

ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設け、又は休館日に開館することができます。

4 応募資格

- (1) 応募資格は、宝塚市内の自治会やまちづくり協議会等の地域活動団体、地縁的団体及び非営利法人（定款上の事務所を宝塚市内に置く特定非営利活動法人または一般社団法人に限ります。）。
- (2) 非公募により指定管理者の候補者を選定しますので、原則として自治会等の地域活動団体、地縁的団体に対して申請を募ります。
- (3) 留意事項
 - ① 個人は申請資格を有しません。
 - ② 申請者は、申請書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

5 指定管理者が行う業務

(1) 条例第18条に規定する業務の実施に関すること。

(2) その他詳細は、別紙の「宝塚市立地域利用施設の指定管理者が行う業務の概要」をご覧ください。

なお、業務の一部について専門の事業者に委託することはできますが、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

6 募集期間

令和7年（2025年）5月20日（火）午前9時から同年6月20日（金）午後5時30分まで。

7 指定期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5年間（予定）。

なお、指定期間は宝塚市議会（以下「市議会」という。）の議決事項であるため、指定管理者の指定に関する議案の議決をもって、指定期間は確定します。

8 指定管理料及び利用料金制

指定管理者は、指定管理料及び利用料金によって施設の管理運営を行うことになります。ただし、運営上赤字が発生した場合、宝塚市は補填を行いません。

(1) 指定管理料

管理運営にかかる経費については、宝塚市が指定管理者に対し指定管理料として支払います。その額については、別表に掲げる額以内とします。なお、収支決算状況等をもとに、指定管理料を見直すことがあります。

(2) 利用料金

施設の管理・運営に当たっては、法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用します。

指定管理者は、施設の利用許可を受けた者から利用料金を徴収することができます。指定管理者は、利用料金を条例第9条で定める「会議室等の床面積に1平方メートル当たり日額510円を乗じて得た額」の範囲内で、市長の承認を得て定め、指定管理者の収入とします。

(3) 会計年度区分等

経理は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に区分してください。

また、指定管理料の支払時期については、協定書締結時に別途協議します。

(4) 余剰金が生じた場合の取り扱い

適正な管理運営のもとに生じた余剰金は、原則、指定管理者に帰属します。ただし、以下の場合については、指定管理者と協議の上、決定します。

① 事業計画等で規定した事業を実施しなかったり、協定で定めた事業の実施回数を下回ったりするなど、指定管理者の努力によらず余剰金が発生した場合

② 協定時に見込まれていない特段の事情の変更により余剰金が発生した場合

9 申請の手続き

申請する団体（以下「申請者」という。）は、下記に掲げる書類を提出してください。

（1）提出書類

申請者は、次に掲げる書類により申請してください。

	書類名	備考
ア	指定管理者指定申請書	様式第1号
イ	指定管理者事業計画書	様式第2号 (事業計画の対象期間は、令和8年度から令和12年度まで)
ウ	指定管理者収支予算書	様式第3号 (収支予算の対象期間は、令和8年度から令和12年度まで)
エ	団体概要書	様式第4号
オ	定款その他の基本約款および登記事項 (現在事項全部) 証明書	法人のみ (地縁による団体を除く。)
カ	指定申請をしようとする日の属する事業年度の収支予算書及びその前年度の活動実績を記載した書類及び収支決算書	
キ	法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないことを証明する書類）	(法人のみ)
ク	誓約書※欠格事由に該当しない旨	様式第5号
ケ	宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく誓約書	様式第6号

（2）提出部数

電子メールでの提出の場合：PDFデータで提出してください。

持参又は郵送の場合：正本1部を提出してください。

（3）提出方法

宝塚市市民交流部市民協働推進課宛てに、原則後記18に記載のメールアドレスへPDFデータを提出してください。持参または郵送される場合は、宝塚市市民交流部市民協働推進課宛てに提出してください。なお、持参される場合、受付は、土、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時30分までです。ただし、現行の指定管理者ではない申請者は、宝塚市市民交流部市民協働推進課に事前相談の上持参にて提出してください。

（4）提出書類の著作権、情報公開

- ① 申請者が提出した書類（以下「申請書類」という。）の著作権は、申請者に帰属します。ただし、宝塚市は指定管理者の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- ② 申請書類は、情報公開の請求を受けて開示することができます。
- ③ 申請内容に特許権、商標権、その他法令に基づいて保護される第三者の権利を用いる事項があり、これらを用いた結果生じる責任は全て申請した団体が負

うものとします。

(5) 申請にあたっての留意事項

- ① 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。
- ② 同一の施設につき複数の事業計画書を提出することはできません。
- ③ 書類審査前に、書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ④ 条例、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を承知の上で申請してください。
- ⑤ 申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- ⑥ 申請に際して必要な経費は、全て申請者の負担とします。
- ⑦ 提出いただきました事業計画書及び資料等については、一切返却いたしません。

10 指定管理者選定基準

(1) 市民の平等な利用が確保されていること。

- ① 設置目的が達成されるものであること。
- ② 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

(2) 施設の効用を最大限に発揮でき、サービスの向上が図られること。

- ① サービス向上を実現する具体的な提案（計画）はあるか。
- ② 利用者からの要望（苦情）の把握とその解決策（実現方策）を持っているか。

(3) 管理運営経費の縮減

- ① 経費縮減のための具体的な方策があるか。
- ② 適正な収支計画がなされているか。

(4) 施設の安定した管理運営

- ① 施設の運営に必要な専門知識を持っているか。
- ② 事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか。
- ③ 候補者の経営状況（財政基盤）が安定しているか。
- ④ 個人情報の保護・管理に関する対策が十分か。
- ⑤ 当該施設又は類似施設の適正な管理運営実績があるか。

(5) 施設の適切な維持管理

- ① 災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。
- ② 施設の維持管理の体制が適正で明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか。

(6) 地域のコミュニティや地域の活性化の推進に貢献している団体であるか。

11 説明会

日時・会場を指定し複数の団体を集めての説明会は実施しません。申請予定団体におかれましては、ご質問等がありましたら、この要項の「12 募集要項に関する問い合わせ」の手順にてお尋ねください。

12 募集要項に関する問い合わせ

募集に関する問い合わせは、令和7年（2025年）5月20日（火）午前9時から同年6月10日（火）午後5時までの間に、質問書（別添様式）により、電子メール又はファクシミリにて、後記18の問い合わせ先にお送りください。また、質問書の回答については、すべての応募団体に共有させていただきます。

1 3 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

宝塚市立共同利用施設等指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、選定基準に基づいて総合的に評価して指定管理者の候補者の選定を行います。選定委員会の委員5人が1人110点満点で採点し、総合計550点満点として、最低必要点数を330点とします。

複数の応募者があった場合は、「宝塚市指定管理者選定要領」に基づき、出席委員ごとの評価点合計の1位の判定が最も多い団体等を候補者と選定します。1位が同数などの場合は、「宝塚市指定管理者選定要領」に基づき判断することとします。選定委員会においては、原則として、提出いただいた事業計画等の応募書類による書類審査で行いますが、必要に応じて申請者からの説明を求めることがあります。この場合、事前に通知し出席を求めます。

(2) 選定結果

選定結果は、申請者に郵送で通知します。

(3) 選定対象の除外

申請者が次の要件のいずれかに該当する場合、選定対象から除外します。

- ① 提出後に不足する書類の提出を求めて審査日までに整わなかった場合
- ② 同一の施設につき複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- ③ 申請書類提出後に、本市の承諾なく事業計画の内容を変更した場合
- ④ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ⑤ 選定委員に個別に接触した場合
- ⑥ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ⑦ 募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ⑧ その他不正な行為があった場合

1 4 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、市議会の議決が必要です。宝塚市は、前記13の手順に基づき選定した候補者を指定管理者に指定する議案を市議会に提案し、議決されれば、市長が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(2) 協定の締結

指定管理者に支出する指定管理料の額等の細目事項については、あらかじめ宝塚市と指定管理者とで協定を締結します。協定に明記する基本的事項は以下のとおりです。

なお、指定期間全体に及ぶ基本的事項については基本協定で締結し、年度ごとの業務内容の確認と指定管理料については、年度協定として締結するものとします。

- ① 施設の概要及び管理の基準（名称、規模、開館時間、休館日等）
- ② 業務の範囲
- ③ 指定期間
- ④ 事業計画に関する事項
- ⑤ 指定管理料、利用料金に関する事項
- ⑥ 個人情報保護に関する事項

- ⑦ 損害賠償に関する事項
- ⑧ 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ⑨ 指定期間の終了に関する事項（業務の引継、原状復帰等）
- ⑩ 事業報告及びモニタリングに関する事項
- ⑪ 施設の修繕等に関する事項
- ⑫ リスク分担に関する事項
- ⑬ 備品等の貸与

（3）その他

- ア 協定で定めた事項については、基本的に指定期間中、改定を行いません。ただし、特別の事情があるときは、協議のうえ、協定の改定をすることができるものとします。
- イ 協定締結後、指定管理者は、令和8年（2026年）4月1日から管理業務が行えるよう諸準備を進めてください。

1.5 事業開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

- （1）市議会において指定にかかる議案が否決されたとき
- （2）指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき
- （3）資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき
- （4）指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき
- （5）正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- （6）この募集要項に定める申請資格を失ったとき、又は申請資格がないことが判明したとき
- （7）その他指定管理者に指定することが不可能となったとき、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき

1.6 モニタリング及び実績評価

事業報告等による確認に加えて、モニタリングを実施します。

1.7 その他

（1）申請等に係る経費

指定管理者の申請から、業務の開始までの期間（令和8年3月31日まで）にかかる必要な経費は、申請者が負担することとします。

（2）スケジュールは、概ね下記のとおりです。

令和 7年 5月20日（火）	・募集要項の配布開始 ・申請及び質問受付開始
令和 7年 6月10日（火）	・質問受付締切
令和 7年 6月20日（金）	・申請の受付締切
令和 7年 7月8日（火）	・第二回指定管理者選定委員会開催 書類審査実施

	プレゼンテーション実施 (申請者に説明を求める場合)
令和 7年 7月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・選定委員会で指定管理者候補者を決定 ・選定結果の通知
令和 7年 9月市議会	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の指定の議決
令和 7年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の指定の告示
令和 7年11月 ～令和 8年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者と協定内容の協議開始 ・協定書の締結 (1月：基本協定書、3月：年度別協定書) ・指定管理者による管理運営の準備
令和 8年 4月 1日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者による管理運営の開始

18 問い合わせ先

〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所2階

宝塚市市民交流部市民協働推進課

電話 0797-77-2051

FAX 0797-77-2086

電子メール m-takarazuka0004@city.takarazuka.lg.jp